ſ	+ -4	一及 公	人官用小	(12月决定分)			決定	区	分		(根拠	L規:	定)	条	例 7	条	
) 3 3 3 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4 4	月 と 里 ・	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				字写芯答巨写								9 非開示理由等 所管局部課等
	1 F	₹4. 11. 18		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (16団体)					1									・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、実施機関では作成及び取得して おらず存在しないため。(8団体) ・保存期間満了のため、収支報告書を廃棄しており、請 求に係る公文書は、取得の事実が確認できないものであ り、現に保有していないため存在しないため。(8団 体)
	2 F	R4. 11. 21		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (1団体)					1									・東京都情報公開条例第11条第2項 請求のあった公文書は、実施機関では作成及び取得して おらず存在しないため。 選挙管理委員会事務局 総務課
	3 F	R4. 11. 22	R4. 12. 5	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(3 名) 選挙運動費用に係る領収書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(4 名) 選挙運動費用に係る領収書 名) 選挙運動費用に係る領収書 (令和4年7月10日執行 参議院議員選挙)(1名)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書や振込明細書に記載の銀行名、銀行番号、支店番号・口座(当座)番号、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。
,	4 F	R4. 11. 28	R/ 12 5	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙) (4 名)	1		1						1					・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開 示とする。 選挙管理委員会事務局 選挙課

			人百团小	(「2月决定分)			決分	包全	分			(根拠	饥規	定)	条	例 7	~	
万季 王	1 全里 4 元	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				存否応答拒否	1 2号号							9 非開示理由等 所管局部課等
į	5	R4. 11. 28	D/ 12 5	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(1 名)					1									・東京都情報公開条例第11条第2号 講求のあった公文書は、不存在 選挙課
(6	R4. 12. 1	R4. 12. 7	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(1 名) 選挙運動費用に関する領収 書の写し(令和3年10月 31日執行衆議院議員選 挙)(1名)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の個人の氏名は、個人に関する情報で特定 の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別すること はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示と する。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防の ため、非開示とする。
	7	R4. 12. 1	D/ 19 7	選挙運動事務員等届出書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(1 名)					1									・東京都情報公開条例第11条第2号 請求のあった公文書は、不存在 選挙課
8	3 1	R4. 11. 29	D/ 10 7	選挙運動費用収支報告書 (令和4年7月10日執行 参議院議員選挙)(34 名)	1		1						1					・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開 示とする。 選挙管理委員会事務局 選挙課

4	十段 公	人音用力	₹(12月決定分)			24 ch r	. /\			/ F	3 +bn +	旧中,	\ 5	보 /티	フゟ	<u> </u>	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示	决 一部開示 一部開示		存不	1号	2号		4 5号号					9号 非開示理由等 所管局部課等
9	R4. 11. 28	R4. 12. 7	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(2 名) 選挙運動費用に関する領収 書の写し(令和3年10月 31日執行衆議院議員選 挙)(2名)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書や振込明細書に記載の銀行名、銀行番号、支店番 号・口座(当座)番号、電話番号は、個人に関する情報 で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別す ることはできないが、公にすることにより、なお個人の 権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非 開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防の ため、非開示とする。
1 0	R4. 11. 25	R4. 12. 7	選挙運動費用収支報告書 (令和3年10月31日執 行衆議院議員選挙)(2 名) 選挙運動費用に関する領収 書の写し(令和3年10月 31日執行衆議院議員選 挙)(2名)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 選挙運動事務員等届出書に記載の個人の住所、氏名、年齢、性別及び領収書や振込明細書に記載の銀行名、銀行番号、支店番号・口座(当座)番号、電話番号は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。
1 1	R4. 11. 21		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (8団体)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため非開示とする。 個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。

7	十段工	人自用力	(12月决定分)			決定	包	分		((根拠	U規	定)	条	例 7	条	
月整理番号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示				存否応答拒否		3号						非開示理由等 所管局部課等
1 2	R4. 12. 1		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (2団体)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため非開示とする。 個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。
1 3	R4. 11. 18		政治団体の収支報告書に添 付された領収書等の写し (22団体)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 特定の個人の氏名等は、個人に関する情報で特定の個人を識別できるため非開示とする。 個人の電話番号等は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とする。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 印影については、偽造等による犯罪の予防のため、非開示とする。
1 4	R4. 12. 3	R4. 12. 16	選挙運動費用収支報告書 (令和2年7月5日執行東京都知事選挙)(1名) 選挙運動費用に関する領収書の写し(令和2年7月5日執行東京都知事選挙) (1名)	1		1				1		1					・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の個人の氏名は、個人に関する情報で特定 の個人を識別できるもの又は特定の個人を識別すること はできないが、公にすることにより、なお個人の権利利 益を害するおそれがあるものに該当するため、非開示と する。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防の ため、非開示とする。
1 5	R4. 12. 3	R4. 12. 16	選挙運動事務員等届出書 (令和2年執行東京都知事 選挙) (1名)					1									・東京都情報公開条例第11条第2号 請求のあった公文書は、不存在 選挙課

-	+ +	十尺 公	人音用力	(12月决定分)			24 F	5-	/\			/ + P+	.hn +⊏	· ب	\	Z /Fil -	7 /Z			
] = = = = = = = = = = = = = = = = = = =	月隆里香号	請求年月日	決 定 年月日	公文書の件名	総枚数	開示		定 <mark>区</mark> 非開示	不存在	存否応答拒否	11 2 号 号					≨例 ⁷		9 号	非開示理由等	所管局部課等
	1	R4. 12. 6		選挙運動費用収支報告書 (令和4年7月10日執行 参議院議員選挙) (1名) 選挙運動費用に関する領収 書の写し(令和4年7月1 0日執行参議院議員選挙) (1名)	1		1				1		1						・東京都情報公開条例第7条第2号 領収書に記載の担当者名は、個人に関する情報で特定の 個人を識別できるもの又は特定の個人を識別することは できないが、公にすることにより、なお個人の権利利益 を害するおそれがあるものに該当するため、非開示とす る。 ・東京都情報公開条例第7条第4号 領収書等の印影については、偽造等による犯罪の予防の ため、非開示とする。	選挙管理委員会事務局選挙課
	17	R4. 12. 8		選挙運動費用収支報告書、 領収書の写し、選挙運動事 務員等届出書(令和3年1 0月31日執行衆議院議員 選挙)(1名)					1										・東京都情報公開条例第11条第2号 請求のあった公文書は、不存在	選挙管理委員会事務局選挙課